

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進</p> <p>【背景となる法律・閣議決定】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第七十七条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第一百一十一条 機構は、第七十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務 四 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務 五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務 六 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務 <ol style="list-style-type: none"> イ 排出枠取引を行うための市場（百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営 ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務 八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務 <ol style="list-style-type: none"> イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣 ホ 対象事業活動に関する必要な助言 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務 十 前各号に掲げる業務に附帯する業務
---	--	--------------------------	--

		<p>○GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂 (令和7年2月18日閣議決定)</p> <p>(2) 成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置</p> <p>1) 排出量取引制度の本格稼働</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>成長志向型カーボンプライシング構想では、排出量取引制度を段階的に発展させることとしている。第1段階として2023年度から開始したGXリーグは、参加企業のリーダーシップに基づく自主参加型の枠組みであり、自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブを高める設計であった。このGXリーグでの取組状況を基礎に、企業のGXのための取組を加速させていくため、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働させる。このため、GX推進法の改正案を国会に提出し、以下のような要素を基本枠組みとして備えた排出量取引制度を導入する。なお、当該制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担う。</p> <p>○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版 (令和7年6月13日閣議決定)</p> <p>Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進</p> <p>(1) GX</p> <p>②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展</p> <p>ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化</p> <p>GX2040 ビジョン等に基づき、2026年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。</p>
	<p>政策の達成目標</p>	<p>2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後10年間で官民150兆円超のGX投資を実現するため、機構は化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を行う。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p>	<p>期間の定めのない措置</p>
	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>2050年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>令和5年6月30日 GX推進法 施行</p> <p>令和6年7月1日 機構業務開始</p> <p>令和7年5月28日 GX推進法 改正</p> <p>(今後の予定)</p> <p>令和8年度以降 排出量取引市場の本格稼働</p> <p>令和10年度以降 化石燃料賦課金の導入</p>
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>1法人(機構)</p>

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営等といった業務を実施することが可能となる。仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として引き続き非課税措置を適用 ・ 法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として引き続き非課税措置を適用するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として引き続き課税の特例措置を適用 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適用するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適用
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	令和8年度予算要求
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
	要望の措置の 妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である。なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。

<p>これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連す る事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	<p>1 法人（機構）</p>
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるととされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。</p>
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	<p>業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できるととされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。</p>
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>令和6年度 創設</p>	